



Q) PFSの事業経費はどのように決まるのか。

- ✓ PFS共通のガイドライン(令和6年2月改訂版)では、**WTP(Willingness To Pay: 支払意思額)**という考え方を導入しました。これは、事業コストを支払う地方公共団体等が、目指す成果達成のために最大限支払ってもよいと判断できる額を指します。
 - PFS共通のガイドライン https://www8.cao.go.jp/pfs/r6_guidelines.pdf
- ✓ WTPの設定に当たって考慮する要素としては、(a)経済価値換算されたアウトカムに関するエビデンス、(b)経済価値換算されていないアウトカムに関するエビデンス、(c)既存事業のコストと実績、(d)市場価格調査の結果、等があります。
- ✓ WTPの設定は、**政策的な判断を行う過程**です。その手法は、現時点では確立されてはいませんが、原則として、社会的便益や成果改善効果が定量的に算出できるかを検討し、**その定量的なエビデンスに基づき分析を行うとともに、可能な限り、住民等のニーズを反映させることが望ましい**と考えています。
- ✓ 内閣府としては、今後、案件形成支援事業の採択団体への支援等を通じて、WTPに関する考え方、検討方法を整理していきたいと考えています。